

高齢者家計における遺産行動の経済分析

駒 村 康 平

I 問題意識

高齢化の進展やいわゆる経済のストック化により、日本経済における遺産の役割が重要になりつつある。すなわち、地価上昇等により膨張した資産が、相続を通じて、次の世代の資産形成に大きな影響を与え、拡大した世代内の資産格差が次の世代にもちこまれ、不平等の世代間移転、あるいは富の偏在の蓄積を引き起こす可能性が高い。このような点において、遺産の影響力は大きくなりつつある。また、家族内においても、遺産の膨張や高齢化はさまざまな影響をもつ。遺産の額が大きくなり、子供の数が少なくなった経済においては、相続の有無が各個人の経済的な可能性を大きく左右すると考えられる。したがって、家族内における遺産配分の問題は重要な経済問題になりつつある。また、この家族内における遺産配分の決定は、高齢者の生活環境、扶養、高齢者・若年者の資産形成行動に影響を与えると考えることができる。

遺産に関する従来の研究は、①経済における遺産の重要性、家計の保有する資産における遺産(世代間移転資産)の比重の推計や、②遺産配分の分析、という点から行われてきた。しかし、日本においては、資料等の制約から、直接に遺産動機やその発生プロセスに遡った研究は十分に行われていない。また、従来の理論的・実証的分析の多くは、いわゆる「利他的遺産動機」の存在をア priori に仮定して、分析を行ってきた。そこでは遺産の発生は利他的な遺産動機が存在によつての

み説明可能になっている。しかし、遺産動機がなぜ発生するのか、それを単に利他的遺産動機によつてのみ説明してよいのか、また、遺産の配分が現実にとどのように行われているのかという点については十分に究明されてこなかったと思われる。この点について本論文では、「遺産は子供の扶養や同居の提供にたいする親の見返りとして発生する」という遺産行動理論モデルに基づいて実証分析を行った。データとしては、総務庁が平成2年に実施した「老後の資産に関する調査」を使用した。それをさまざまな個人属性で統御し、遺産行動・動機に影響を与える変数についてプロビット分析を行い、遺産行動の定量的な分析を試みた。

その結果、①利己的な遺産動機に基づく交換的遺産行動の存在が確認でき、一方、②自分が相続経験のある親は、今度自分が子供に遺産を残す際には、無条件で、一方的な遺産行動をする傾向があること、つまり、利他的な遺産動機も同時に存在していることが確認できた。また、相続人の続柄、家族構成などの個人属性によつても遺産行動が異なることが確認された。

さらに、ここで確認できた交換的遺産行動を前提に、家族内部における扶養—遺産の交換がより有効になる制度整備の政策提言も行っている。

II これまでの研究のサーベイ

(1) 理論モデル

これまでの遺産を説明する理論としては、①不確実性の制約下のライフサイクルモデル(Yarri, 1965)、②利他的遺産動機付きライフサイクルモデ

ル (Blinder, 1973; Ishikawa, 1974; Becker, 1981), ③戦略的遺産動機モデル (Bernheim, Shleifer and Summers, 1985; Cox, 1987) などがある。

(2) 実証分析

従来の遺産行動に関する実証分析は利他的遺産動機モデルに基づいて行われてきた。それらは次の4つの視点から分析されてきた。①利他的動機が貯蓄行動に与える影響, ②家計の保有する資産における世代間移転部分とライフサイクル部分の比率, ③遺産の所得弾力性および富の偏在の世代間移転, ④遺産 (物的世代間移転) と教育 (人的世代間移転) の関係である。①に関連して安藤ら (1986), Dekle (1989), Horioka ら (1991) の貯蓄の遺産動機から分析した研究がある。また, ②に関連した研究として Campbell (1989), Dekle (1989) が家計の保有する資産における世代間移転 (遺産) の比率を推定するために Kotlikoff and Summers (1981) の手法を日本にあてはめている。さらに, 下野 (1991) は遺産動機付きライフサイクルモデルの推計を試みている。③, ④に関連して, Menchik (1979, 1980), Menchik and Maritin (1983) の一連の研究がある。

(3) 利他的遺産動機モデルによる fact finding

これまでの利他的遺産動機に基づく分析結果をまとめると, ①資産形成行動や貯蓄行動に利他的遺産動機は大きい影響を与えている, ②利他的遺産動機は子供の数や年齢, 所得と正の関係にある, ③家計の保有する資産に占める遺産の割合はその国の経済の成長率と見かけ上負の関係にある, ④遺産の所得弾力性は大きく, 贅沢財としての性格をもっている, ⑤遺産はその大部分世代間で特定の家系に相続されていく, ⑥遺産の実際の配分は子供の間の能力・人的資本の差を補うように行われる。

(4) 交換的遺産行動モデル

展望したように遺産分析の主流を占めてきた利他的モデルは「子供の消費の増大により親の効用

が増大する」という親から子供への一方的な遺産動機を前提としている。しかし, この遺産動機については, 利他的効用を前提とするだけで, 十分に「利他性」についての分析がされていない。

そこで, このような利他的な遺産動機を前提とせずに, 利己的な効用関数に基づき, 遺産動機の発生過程まで遡った分析が行われつつある。

これらの分析は, 次のような利己的 (交換) 遺産モデルに基づいている。それは, 「親は子供からの ATTENTION を得るために, 資産を保有している。そして, 子供が現実的に ATTENTION を提供した場合, その程度に応じて, 死後, 対価としての性質をもつ遺産を子供に残す」というモデルである。これがいわゆる「同居を条件に遺産を決定する交換的遺産動機モデル」である。これらの研究蓄積としては, Bernheim, Shleifer and Summers (1985) らの ATTENTION と遺産の交換行動を戦略的遺産行動としてとらえた分析がある。日本では Ohtake (1991) が国民生活基本調査の個票を使用し, 同居や子供から親への扶養の提供と親の資産の関連を分析するため, ①戦略的遺産動機モデルおよび②暗黙の年金契約遺産モデルを推計している。一方, 安藤ら (1986) は消費動向調査を使用して, 同居老人のいる若年者家計 (拡大家族) といない若年者家計 (核家族) を比較して, 間接的に同居老人と独居老人の貯蓄・消費行動を分析し, さらに, 高齢者の同居決定過程を推計している。

Cox (1987) は, 利他的効用関数をもつ親と利己的効用関数をもつ子供によって構成される家計を想定し, 親子の遺産—扶養サービス交換モデルを分析している。彼は, 子供の留保効用水準が, 制約条件として有効である領域と有効でない領域をそれぞれ交換的領域, 利他的移転領域として区別して, アメリカの社会保険関連データの個票を使って, 遺産供給, 扶養需要関数のパラメーターを推計した。その結果, 親子の間での資産移転は親から子供にたいする一方的な利他的なものではなく, 子供の供給するサービスと交換的に発生しているということを見いだした。

これまでの分析の問題点としては次の二つの点

が挙げられる。まず、利他的遺産動機モデルに基づく分析は、すべて利他的遺産動機を前提に行われ、そのような遺産動機がなぜ存在するかについては分析していない。次に、遺産動機の発生過程にまで遡った分析が交換的遺産動機モデルに基づいて行われているが、それにも次のような問題点のこされている。

①例えば、Ohtake (1991) と安藤ら (1986) のように同居と資産額の関係について反対の結果が得られている。②これまでの交換的遺産動機に関する分析は、同居と資産の増大の間にインプリシットに交換的な遺産動機が存在するという論理構造で分析されてきたが、同居と資産の関係から必ずしも一義的に遺産動機の存在を証明できるわけではない。遺産動機が存在しなくても、同居と遺産額の関係は説明可能である。

そこで、日本における遺産動機の発生プロセス・遺産の配分をより直接的な方法で解明し、①親子間で交換的遺産行動が行われているのか、②どのような変数が遺産行動に影響を与えるのか、さらに、③個人属性によって遺産行動(蓄積・配分)がどのように異なるかを分析することがのこされた重要な問題の一つであると思われる。このような問題意識のもとに、本論文で採用する理論モデルを提示する。

III 理論モデル

前節の問題意識をもとに遺産動機の発生プロセスを解明するために交換的遺産動機モデルを提示する。本論文で検証する理論モデルは「遺産は子供の扶養や同居の提供にたいする親の見返りとして発生する」という交換的遺産行動理論モデルである。以下、理論モデルの概要を説明する。まず、それぞれ親子の効用関数を提示する。

(1) 親子の効用関数

① 子供の効用関数

子供の効用は、(A) 自分自身の消費額、(B) 親への扶養 (ATTENTION) の供給水準に依存する。(A) の自己の消費については通常の効用関数

に従い、正の効用をもつ。一方、(B) の親への扶養 (ATTENTION) からは負の効用を受ける。

$$\text{子供}(k) U_k = U_k(C_k, A)$$

ただし、 A ：子供から親に提供された扶養 (ATTENTION) 水準、 U_k ：子供の効用水準、 C_k ：子供の消費水準 $C_k = Y_k + T$ 、 Y_k ：子供の所得、 T ：親から子供への移転。したがって、子供の消費と扶養 (ATTENTION) の無差別曲線は図1のようになる。 Ik_1, Ik_2, Ik_3 は各水準の効用を示す親の無差別曲線を表す。

② 親の効用関数

次に親の効用関数を説明する。親の効用は、(A) 自分自身の消費、(B) 子供から提供された扶養 (ATTENTION) の水準、(C) 子供の効用水準に依存している。親は自分の消費を減少させて、移転によって、子供の消費を増やすことができる。そして、(A) の自分自身の消費については、通常の効用理論に従い、正の効用を得るとする。(B) の扶養 (ATTENTION) については正の効用をもたらすが、一定水準で飽和し、その後負の効用をもたらすとする。(C) の子供の効用の増加は親の効用を増加させる。親子の効用関数の関係はベッカーの「放蕩息子」の関係になっている。

$$\text{親}(p) \text{の効用関数 } U_p = U_p(C_p, A, U_k(C_k, A))$$

ただし、 U_p ：親の効用水準、 C_p ：親の消費水準、 A ：子供から受けた扶養 (ATTENTION) 水準、 U_k ：子供の効用水準、 C_k ：子供の消費水準=親から子供への移転、 Y_p ：親の所得・資源水準、 T ：親から子供への移転、 Y_k ：子供の所得、 $C_k = Y_k + T$

(2) 子供の行動

この両者の無差別曲線を一つの図にプロットしたのが、図1である。そして、子供の提供する扶養 (ATTENTION) 水準や親の子供への移転が決定される。それが、点Pである。しかし、この点Pは明らかにパレート最適を達成していない。交渉によって双方の効用を改善できる集合が存在する。この集合を斜線で示す。この集合において、点Pよりも多い扶養 (ATTENTION) と移転が

可能になる。

(3) 親の戦略的行動によるパレート最適の達成

交渉によりパレート最適が達成される点は、親と子の無差別曲線の傾きが等しくなる点の組み合わせを示した図1の曲線G—S上に位置することが可能である¹⁾。それは結局は次の最適問題の解になる。

$$\text{MAX } Up = Up(Cp, A, Uk(Ck, A))$$

$$\text{S. T. } Ik + Uk(Ck, 0)$$

$$Cp + T = Yp$$

$$Ck + T = Yk$$

ただし、 Ik ：子供の留保効用水準。他の記号は子供の効用関数と親の効用関数と同様。

(4) 利他的領域と利己的領域

親子の扶養と資産移転（遺産）の組み合わせの均衡点をめぐって、子供の留保効用水準の制約が有効な領域とそうでない領域に分割でき、前者を利他主義領域（図1における点P）、後者を利己主義領域（図1における曲線G—S）と区別する²⁾。

この理論モデルの均衡点から、子供の資産水準と親の資産水準の関数である遺産供給・扶養需要関数が導出できる。遺産供給関数は親から子供にたいする資産の移転を示し、扶養需要関数は親が移転の見返りに子供に要求するサービス・扶養の需要を示している。もし、遺産の供給・扶養の需要が利他的な領域において行われていれば、各関数のパラメーターの符号は次のようになる³⁾。

$$\text{遺産供給関数 } D = D(Yk(-), Yp(+))$$

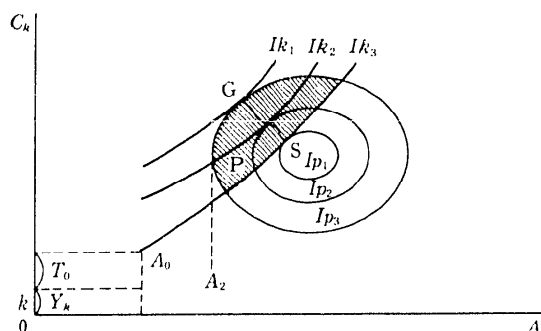


図1

表1 パラメーター

パラメーター	推計結果	理論モデル	
		利他的	利己的
P_1	-	+-	-
P_2	+	+-	+
r_1	-	-	+-
r_2	+	+	+

$$\text{扶養需要関数 } S = S(Yk(\pm), Yp(\pm))$$

一方、もし、利己的な領域ならば、各関数のパラメーターの符号は次のようになる。

$$\text{遺産供給関数 } D = D(Yk(\pm), Yp(+))$$

$$\text{扶養需要関数 } S = S(Yk(-), Yp(+))$$

扶養（ATTENTION）関数と遺産関数を線形近似し、次のようにする。

$$A^* = C + P_1^* I + P_2^* Yp$$

$$\text{式1 扶養（ATTENTION）需要関数}$$

$$Ck^* = C + r_1^* I + r_2^* Yp \quad \text{式2 遺産供給関数}$$

$$P_1, P_2, r_1, r_2 \text{ はパラメーター（表1 参照）}$$

本論文の目的はこれらのパラメーターの符号を推定することである。

IV 遺産動機の実証分析

以上のような遺産供給関数、扶養需要関数を現実の個人データを用いて推計する。

(1) 資料

データとしては、総務庁が平成2年に実施した「老後の資産に関する調査」を使用し、最長職が雇用者で子供をもっているサンプルに限定した結果、サンプルサイズは約500になった。

(2) 推定したモデル

理論モデルに適合するような変数を資料から選択した。本論文では日本の三世同居の実態も考慮して、同居⁴⁾を扶養の代理変数とし、また、遺産の代理変数としては遺産動機を選択し、親の遺産可能資産・個人属性との間のプロビット分析を行った。説明変数には、(1)子供の留保効用水準（子供の数）、(2)親の資産水準、(3)その他個人属性を使用

した。また、扶養需要関数・遺産供給関数ともに被説明変数が二者択一であるため、それぞれ同居プロビット式と遺産プロビット式に変換して推計を行った。

$$XB = S_0 + S_1^*(\text{子供の数}) + S_2^*(\text{親の資産水準}) + S_3^*(\text{個人属性}) \cdots \cdots \text{同居プロビット式}$$

$$ZB = Z_0 + Z_1^*(\text{子供の数}) + Z_2^*(\text{親の資産水準}) + Z_3^*(\text{個人属性}) \cdots \cdots \text{遺産動機(移転)プロビット式}$$

推計結果は図3および図4となった。

① 使用可能な変数

使用可能な変数の説明をしておく。使用できる変数は職業、年齢、学歴、同居の有無、子供の数、所得、遺産動機、相続経験、持ち家、不動産資産評価額、金融資産額である。序数的に意味をもつ数字は中央値で代表させた。

② 被説明変数

親子同居の有無：同居の有無について、0＝一人暮らし・配偶者のみと同居、1＝既婚の子供と同居である、という二つの回答が用意されている。

遺産動機：遺産動機をもっているか否かで、0＝もっていない、1＝もっているという回答に整理した。

③ 説明変数

資産変数：不動産額は1＝99万円以下、2＝100万～5000万円、3＝5000万～1億円、4＝1億～2億円、5＝2億～5億円、6＝5億円以上の回答が用意されている。これを中央値で代表させる。金融資産額については、1＝99万円以下、2＝100万～300万円、3＝300万～500万円、4＝500万～1000万円、5＝1000万～2000万円、6＝2000万円以上、の回答が用意される。

留保効用水準：子供の数の効果を留保効用水準の代理変数として考慮する。それは子供の数が多いいほど一人あたりの遺留分が減少し、子供が親の面倒を見なかった場合の得られる遺産額が減少し、留保効用水準が下がるからである⁵⁾。

個人属性：性については、男女別の識別ができる。職業については、常勤の被傭者だけにサンプルを限定している。配偶関係については配偶者と同居しているか、それとも死別、離別しているか

識別できる。年齢は、1＝60～64歳、2＝65～69歳、3＝70～74歳、4＝75～79歳、5＝80歳の5歳刻みで回答されている。また、学歴は、1＝小学校、2＝中学校、3＝高等学校、4＝短大等、5＝大学、6＝大学院以上に分類されている。

子供の数は、0＝ゼロ、1＝1人、2＝2人、……という形で実際の人数が回答されている。また、子供の性別に関する情報もある。

所得については1＝99万円以下、2＝100万～200万円、3＝200万～300万円、4＝300万～500万円、5＝500万～700万円、6＝700万～1000万円、7＝1000万円以上の回答が用意されている。

さらに、本人の相続経験については、「不動産資産形成において、高齢者夫婦の少なくともどちらか一方が先代から相続を受けた経験があるか」という質問があり、相続経験が1＝ある、0＝なしの情報得られる。これを相続ダミー変数として考える。これによって自分の相続経験が遺産動機に与える影響について分析できる。ある種の利他的遺産動機が存在を推測することができる。

V 分析結果

最初に集計データにより同居・遺産動機の動きを見て、それらに影響を与える変数を定量的に把握するため、プロビット分析を行う⁶⁾。

(1) 同居行動のクロス集計分析

いくつかの属性を統御し、それぞれの属性が同居率に与える影響を分析する。

まず、クロス集計のデータで性別・配偶者の有無・子供の構成によって同居行動がどのように異なるか展望し、次に全サンプルについてプロビット分析を行っていく。

① 親の性別による同居行動の違い

ここでは、親の性別のみで分類して資産と同居確率の関係を分析した。結果は図2に示してある。不動産資産水準の関連から見ると、図2は性別によって同居行動が異なることを示している。男性は不動産資産額が大きくなると同居確率が上昇するが、女性は安定した関係は見られない。

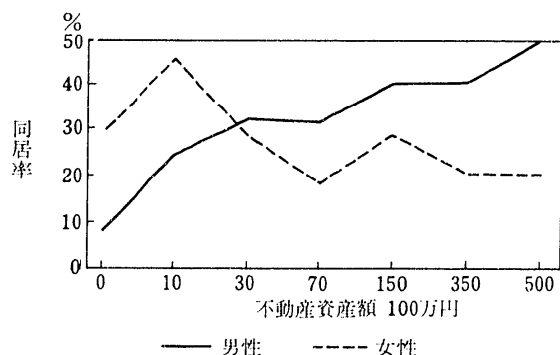


図2 性別による同居率の比較

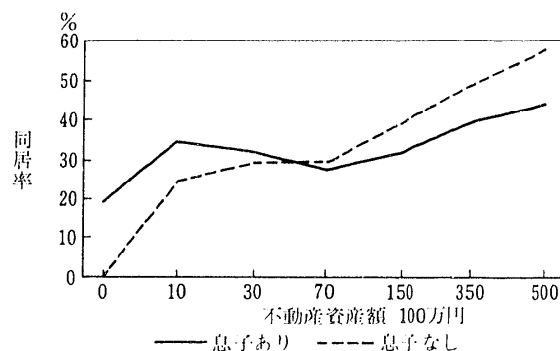


図4 子供の構成による比較

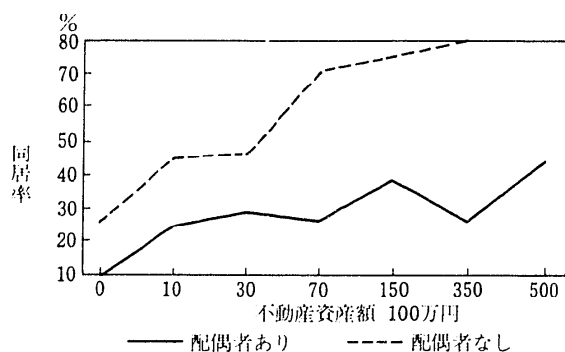


図3 配偶者の有無による同居率の比較

② 配偶者の有無による比較

次に、有配偶者であるか否かが子供との同居行動にどのような影響を与えるかを分析する。図3より配偶者なしの同居率と不動産資産額は正の関係があることが確認できる。同じ性・年齢・不動産資産額でも配偶者と死・離別した高齢者のほうが同居率が高くなっている。

③ 子供の構成（息子をもっているか否か）による違い

親が潜在的な同居相手として、一人でも息子をもっているか、それともすべての子供が娘であるかによって同居行動がどれだけ異なるかを分析した。

図4は息子ありと娘のみの不動産資産階層別の同居確率を示している。娘のみをもつ高齢者が同居する確率と不動産資産額と同居率の間には正の関係が見られる。

表2 同居プロビット式の推計結果

プロビット	1式	2式	3式
定数	-0.41 (1.1)	-0.59 (1.57)*	-0.48 (1.2)
年齢	-0.73 (0.17)	-0.72 (0.17)	0.21 (0.5)
学歴	-0.5 (2.5)***	-0.51 (2.6)***	
相続経験	0.23 (1.8)**	0.22 (1.8)**	
子供の数	0.9 (2.4)***	0.9 (2.4)***	
所得	-0.3 (0.5)	-0.20 (0.4)	-0.25 (0.48)
金融資産	0.5 (0.44)		-0.14 (0.12)
不動産		0.68 (2.7)***	0.6 (1.9)**
性	0.23 (1.6)**	0.23 (1.6)**	0.18 (1.8)**
配偶者	-0.62 (3.7)***	-0.67 (3.9)***	-0.63 (3.8)***
息子	0.25 (0.14)	0.38 (0.21)	0.12 (0.79)
サンプル数	490	490	490
的中率	71%	70%	69%
対数尤度	-284	-282	-289
尤度指数	0.163	0.169	0.148

***=1%水準で有意 **=5%水準で有意 *=10%水準で有意

(2) 同居プロビット分析の推計結果

表2の同居プロビット分析結果より次のことが明らかになった。①同居確率は不動産資産と正の関係がある。②男性ダミー変数は同居確率を高める。③配偶者ダミー変数は同居確率を下げる。④子供の数と同居率の間に正の関係がある。⑤相続経験⁷⁾は同居確率を引き上げる。とくに、不動産資産と同居の関係は理論モデルにおける親の資産と扶養 (ATTENTION) の関係と理解できる。さらに、子供の数の増加は一人あたり遺留分の大きさを引き下げるため、子供の留保効用水準を引き下げると考えられる。つまり、この関係は、留保効用水準と扶養 (ATTENTION) の関係と見なす

ことができる。

(3) 遺産行動のクロス集計による分析

同居の分析同様にいくつかの属性を統御し、各属性がどのような効果を遺産行動に与えるかを分析する。属性のコントロールは同居の分析と同じである。さきにクロス集計、次にプロビット分析を行った。

① 親の性別による遺産行動の違い

図5はクロス集計による資産階層別の男女の条件付き遺産動機の回答確率の推移を示している。これも明らかに男女で異なっている。

② 配偶者の有無による比較

次に、配偶者と同居しているか否かが遺産動機にどのような影響を与えるかを分析する。図6は資産階層別の配偶者ありと配偶者なしの親の遺産動機をもつ確率の推移を示している。配偶者なしの高齢者の条件付き遺産動機と不動産資産の正の関係が確認できる。一方、配偶者ありの場合はそのような関係は観察できなかった。したがって、同居分析同様に配偶者なしの親は交換的遺産行動を行っている可能性がある。

③ 子供の構成(息子をもっているか否か)による違い

親が潜在的な相続人として、一人でも息子をもっているか、それともすべての子供が娘であるかによって遺産動機がどれだけ異なるかを分析した。図7がその比較を示している。子供の構成が娘のみの場合と息子を含む場合とでは遺産行動が異なることがわかる。

(4) 遺産動機プロビット分析の推計結果

表3の遺産動機プロビット分析結果より次のことが明らかになった。①親が遺産動機をもつ確率と資産との間に正の関係がある。②男性ダミー変数は遺産動機をもつ確率を高める。③配偶者ダミー変数は遺産動機をもつ確率を下げる。④息子ダミー変数は遺産動機をもつ確率を下げる。⑤子供の数と親が遺産動機をもつ確率の間に正の関係がある。⑥相続経験は遺産動機をもつ確率を下げる。とくに、不動産資産と遺産動機保有確率の関係は

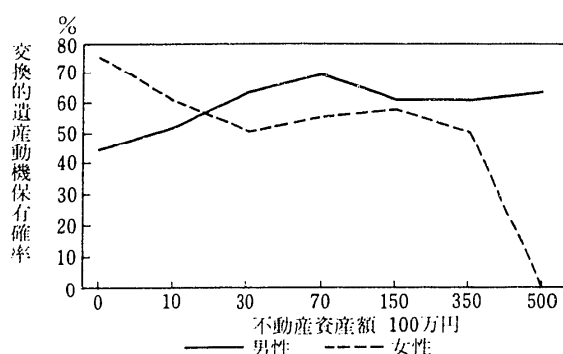


図5 性別による遺産行動の比較

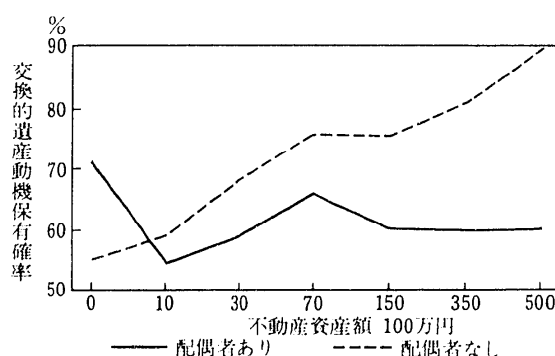


図6 配偶者の有無による遺産行動の比較

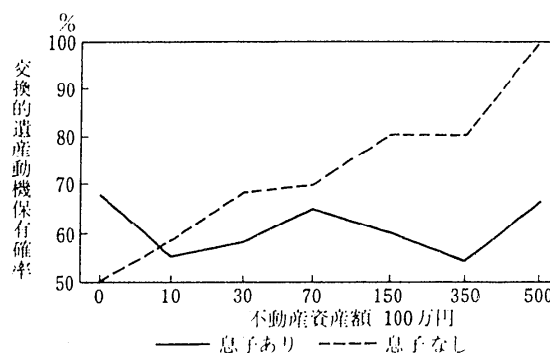


図7 子供の構成による遺産行動の比較

親の資産と遺産額の関係と理解できる。さらに、子供の数の増加は一人あたりの遺留分の大きさを引き下げるため、子供の留保効用水準を引き下げると考えられる。つまり、子供の数と遺産動機保有確率の関係は留保効用水準と遺産額の関係と見

表3 遺産動機プロビット推計結果

交換遺産	1 式	2 式	3 式
定数	0.78(2.1)**	0.75(2.0)**	0.72(2.0)**
年齢	-0.47(0.12)	-0.14(0.36)	-0.99(0.26)
学歴	-0.89(-0.5)	-0.8(-0.46)	
相続経験	-0.55(4.35)***	-0.56(4.4)***	
子供の数	0.48(1.2)	0.49(1.2)	
所得	-0.33(0.7)	-0.25(0.5)	-0.42(0.88)
金融資産	0.84(0.8)		0.74(0.7)
不動産		0.45(2.5)***	0.46(2.5)***
性	0.27(1.9)**	0.28(2.0)**	0.23(1.6)**
配偶者	-0.36(2.2)**	-0.36(2.2)**	-0.33(2.1)**
息子	-0.36(2.2)**	-0.35(2.1)**	-0.29(1.9)**
サンプル数	490	490	490
的中率	62%	65%	62%
対数尤度	-310	-310	-320
尤度指数	0.1	0.1	0.08

***=1%水準で有意 **=5%水準で有意 *=10%水準で有意

なすことができる。表1から、推計結果のパラメーターの符号は交換的遺産動機仮説と一致している。このことから、資産－遺産動機－同居の関係について、より直接的に交換遺産行動の存在が確認できた。さらに、性別・配偶者の有無・息子の有無といった属性の違いによって同居－遺産行動が異なることも確認できた。このように扶養需要を示す同居確率と親の資産額の間には正の関係を確認でき、さらに、遺産供給の代理変数である遺産動機と親の資産水準の間には正の関係が確認できた。また、自己の相続経験が同居確率や遺産動機保有確率を高めることがわかった。このような関係が発見されたことは重要な fact finding であろう⁸⁾。

この分析の問題点は、子供の留保効用水準に関する情報が、子供の数と性ということに限定されている点である。子供の所得や資産といった子供の留保効用水準に関する情報が不足しているため利他的遺産動機を棄却できなかった点がこのされた問題である⁹⁾。また、留意点として、同居プロビット分析と遺産プロビット分析の結果を比較すると、同居プロビット分析のなかに、長男＝同居というバイアスが含まれていると思われる。これらの問題は今後の課題とする。

VI 政策的インプリケーションとまとめ

(1) 家族内の交換関係の政策的インプリケーション

以上の分析から、親子間の扶養－遺産の交換関係が確認できた。このような家族内の扶養と遺産をめぐる私的な取引関係を考慮して、今後の高齢化社会の世代間扶養政策を設計する必要がある。本節では、高齢化社会における、このような家族の交換関係の政策的なインプリケーションを示してまとめとする。

高齢化社会の進展とともに高齢化社会の費用負担をどのように世代間で分担するかということが重要な問題になっている。従来のような財政、公的年金、社会保障制度による高齢者の生活保障、老人医療・介護の費用の調整は、今後の急激に増大する公的負担による現役世代の負担増により「高齢化社会のコストをめぐる世代間の公正性」の問題を深刻にさせる。しかし、財政・公的年金を通じて社会化された現役世代から高齢者世代へのフローの分配のみでなく、遺産などの家族内部における高齢者世代から現役世代への社会化されないストックの流れにも留意する必要がある。社会化されたフローの移転と社会化されない家族内部におけるストックの移転を調整し、市場を利用した高齢者の扶養負担の公平化を図るべきである。ストックの移転の方は家族内部においてなされるので、高率な相続税が導入されない限り、負担と便益の社会化をめぐる非対称性から富の偏在が拡大されてしまう可能性すらある。こうしたなかで、日本の高齢者の子供世帯との高い同居率を生かした形の老後の生活保障のあり方を検討する必要がある。相続税や民法の扶養制度、高齢者扶養の費用徴収、年金制度に関連した市場を通じた自己負担、財政、家族の費用負担の調整をすべきである。以下、簡単にこの問題に関する論点を整理する。

(2) 公的扶助のフリーライドと費用負担の問題

現行の特別養護老人ホーム入所者への料金徴収基準のあり方について、資産の存在を考慮した再

検討が必要である。現行制度は応能主義によるため料金が徴収されるものの負担能力に資産が考慮されない。料金負担と実際の経費の差額は公的補助されるから、老親の援助をしない子供（相続人）でも、多くの公的補助を受けた手つかずの資産を相続できる。こうした子供（相続人）による公的補助のフリーライドを防ぐため、公的補助によって親の扶養義務を逃れたものは、相続財産からその公的補助分を減額させるような制度が必要である¹⁰⁾。

同様に生活保護についても、高額な居住用住宅資産を保有しているにもかかわらず、実質的に生活保護の対象になることは十分可能であり、この資産が高齢者の死亡後、血縁者に相続されるというフリーライドの問題が発生する。この点、ミーンズテストの対象に居住資産も含める野口(1991)の考えや上記のような相続財産から公費負担を減額させることは、公的補助のフリーライドを防止し、高齢者世帯間の公平性と家族内部の資産移転から不公平の世代間移転が行われることを防止するためにも有効である¹¹⁾。

(3) 介護サービスをめぐる疑似的競争市場の創設

高齢者が介護サービスを得ようとする場合、公的介護サービスのほかに、①伝統的な家族扶養と、②高齢者が住宅を担保にして金融機関から借り入れることによって資金をつくり、シルバー市場から介護サービスを購入する方法、そして、③高齢者が自分の財産を利用するという点では②に類似していた武蔵野方式に代表される福祉公社の資産活用制度などがある。この三つの介護サービスと公的介護サービスのなかから、自分の経済状況にあった介護サービスの組み合わせを自由に選択できることが望ましいが、実際には市場の未成熟や制度の不備などによってそれは制限されている。この点、八代(1993)は高齢者介護サービスの供給にたいして、政府・市場・家族の三つの供給主体の間で競争関係が成立していないと問題点を指摘している。日本の高齢者の子供世帯との高い同居率を生かした形の、老後の生活保障のあり方を検

討する必要がある、そこには扶養への対価である遺産の役割が重要になることを強調する¹²⁾。

さきに確認されたように親子がすでに遺産—扶養サービスをめぐる交換動機をもっていることを活用し、高齢者の資産活用を含んだこの家族内の私的扶養機能を有効に活用できる制度をつくるのが大切である。遺産を扶養の対価と位置づけることにより、子供間・シルバー市場との間に疑似的な競争関係を形成することができる¹³⁾。

今後、急速な高齢化の進展と財政制約のもとでますます家族の負担は増大するが、家族内部でそれが介護の負担をするか、費用の分担はどうするのか、そしてその対価と理解していい遺産の配分はどのようなルールによって行われるか整備しておく必要がある。この点、戦前の旧民法は、直系家族の制度として長男の家督および財産相続と引き換えに老親を扶養するという形で「扶養と遺産の取引関係」を明確にし、介護・扶養と遺産相続の関連を整理していた。この意味では、戦前の相続・扶養法は「強制され固定された交換的遺産関係」と位置づけることができる。

一方、現在の民法では、長男でも老親と同居する義務がないばかりか、経済的な扶養の義務もすべての子供の分担とされている。家族介護はもとも老親と子供世帯との同居を前提に実行されるものであるが、現行家族法では、同居・別居は自由選択にされ、遺産相続と扶養の関連づけはなく、全く相互の利他主義に任されている。

とくに、主たる家族介護の担い手になる三世帯世帯における嫁の負担にたいする報酬はきちんと整理しておく必要がある。家族介護は、決して無給の労働によって無償に供給されているわけではない。家族が介護に従事すれば、それだけ、時間という資源を消費している。さらに、介護に従事する時間だけ家庭の外にでて働けば、一定の報酬が得られるという可能性を失うことになる。すなわち、家族介護は機会費用を伴うことになる。このように家庭内の介護と既婚女性（嫁）の就労はトレードオフにあり、家族介護の評価とそれにたいする報いの関係をきちんと整備しないと家族の介護力はますます低下することになる¹⁴⁾。

さきに述べたような「公的補助のフリーライド」や親の生存中寄りつきもしなかった子供たちが嫁に対して優先的に相続するといった「親族間のフリーライド」を防止するために、扶養と遺産相続を関連づけ、本論文で確認した「親子間の自由な遺産と扶養の交換関係」を有効に生かした社会的扶養と私的扶養の費用負担を調整して民法上の扶養義務や相続制度の関係を整理することが基本的な問題であろう¹⁵⁾。

注

- 1) 親の無差別曲線の形状については Bernheim, Shleifer and Summers (1985) を参照せよ。親の資産水準の増加により飽和点に位置する無差別曲線は北東にシフトする。なお, ATTENTION について親の効用が飽和する状態を考慮に入れている点に注意しておく。Bernheim, Shleifer and Summers (1985) 参照。
- 2) G-S は親が戦略的に行動することによって達成される。Cigno (1991) によると, 戦略的遺産行動モデルはアメリカにおいて観察される生前贈与により低い税率が課されているにもかかわらず, 高齢者は自分の死亡ぎりぎりまで資産を保有し遺産の形で子供たちに資産を与えるという現象を説明するのに有効であるとしている。
この戦略的遺産行動モデルの親の戦略的な交渉過程は次のようになる。
親が初めに資産の額の大きさを変更できないように固定する。そして, ①もっとも親に ATTENTION (扶養) を提供した子供にほとんどの遺産を与え, ②そしてもしすべての子供たちが等しく同じ行動するならば, すなわち同じ程度の ATTENTION (扶養) を提供した場合, すべての子供が同じ額の遺産を得るというルール of 拘束力のある遺言書を潜在的な相続人にたいして公開される形で書く。親は一人以上の子供をもっていれば, 子供たちが遺産をめぐる ATTENTION (扶養) の提供によってセリをするオークションを有効に組織できる。もし, 子供 (入札者) が共謀できなければ, 親はそのようなオークションによって, 子供たちから取引によって生み出される全余剰を引き出すことができる。ただし, 子供が共謀できないという前提が重要である。実際, 子供たちは親の戦略に対抗して, 一人の子供だけが最小の ATTENTION (扶養) を親に提示し, そして, その結果, ルールに従ってその一人の子供のみが全遺産を相続し, そののち遺産を相続した子供が他の子供と遺産を分けあうという拘束力のある合意を子供間ですることによって親の戦略を無効にすることができる。この詳細は

Bernheim, Shleifer and Summers (1985) および Cigno (1991) を参照せよ。

- 3) 利他的な領域ではクーンタッカーの条件が成立している。本論文で採用した理論モデルおよびパラメーターの符号は Cox (1987) に従っている。数学的条件および証明については Cox (1987) 参照。
- 4) ここでは, 同居を扶養・家族介護の代理変数として取り扱っているが同居においてどのようなサービスが家族内で取引されているか考慮する必要がある。各種の高齢者の意識調査によると, 近年, 年金の整備に伴い, 経済的な意味での扶養より, 精神的な交流などから同居を志望する高齢者が増えてきている。しかし, 同居は親子双方にとってメリットになる場合もある。
三世代同居のメリットは, ①家族内公共財の存在による消費における家族規模の経済性, ②三世代家族を構成する人々の生産フロンティアの違いに基づく各家族構成員の間での家事生産財の交換からメリットであり, 三世代同居のデメリットは, ①同居によって失われるプライバシーなどの負の家事生産財の存在, ②意思決定における家族内の取引費用の存在である。この理論的な分析は Cigno (1991) を参照。
実際に子供世代にとっての三世代同居のメリットは親世代が果たす育児・保育機能すなわち「育児サービス」である。3歳未満の児童の母親で, 週35時間以上の就業者の比率は, 核家族よりも親と同居している三世代世帯の方がはるかに高いことが観察されている。また, 子供は親の保有する住居に同居することにより得る「住居サービス」を受ける。一方, 親が要介護者になると, 家族のなかで介護に当たる者は主に女性で, 要介護者が60歳代では介護者は配偶者が中心であるが, 要介護者の年齢が上昇するにつれて, 子供の配偶者である妻が主たる介護者になり, 妻の就業抑制機能をもつ。これを子供から親に提供される「生活保障・扶養サービス」とする。これは所得保障機能・軽介護機能・重介護機能・精神的支援機能をもち, 本論文における ATTENTION である。このように三世代同居は親子間の双方向性のあるサービス交換であり, 濱本 (1991) は家族内のさまざまなフロー・ストックの移転の大きさを推計している。しかし, さまざまな世論調査が示すように, 同居希望ははるかに親の方が子供より強い。したがって, この論文では扶養・同居はあくまでも子供から親へのサービスと見なす。三世代同居の経済分析は別稿で行いたい。
- 5) 遺留分: 遺留分とは一定の相続人のために法律上必ず留保しなければならない一定割合 (民法1029条)。子供の場合は2分の1である。
- 6) プロビット式による推計: ただし, 注意すべき点はプロビット分析は同居や遺産動機の有無を

従属変数として説明する点である。本来、モデルは資産額と ATTENTION 頻度や遺産予定額の相関を説明する目的でつくられ、交換的遺産モデルが成立するならば、遺産と ATTENTION、遺産予定額の間には正の関係が見いだされるはずである。しかし、同居や遺産動機を連続的な変数で説明できないため、プロビット分析では、親の資産が大きくなるほど、親の同居確率・戦略的遺産動機の回答確率が高くなるという関係になる。

- 7) 相続経験ゲーム：自分の相続経験が子供への利他的な遺産行動につながるということは利他的遺産動機が存在を示唆していると理解した。

これは「先祖代々の資産」は利他的に、一方的に親から子供にのこされる可能性が高いことを示している。このような「先祖代々の資産」、すなわち自分が形成したものでない資産は大都市の方が地方より多く存在していると考えられる。このような資産は流動化されにくいことが予測される。経済企画庁 (1989) 参照。

- 8) 小田 (1993) は徳島県内の相続に関するアンケート資料を解析し、高齢者の資産処理にたいする態度を「遺贈志向」と「消費活用志向」に分割して、両者の違いを規定している要因を判別分析によって検討した。その結果、遺贈志向か消費活用志向かという資産処理にたいする態度の違いを強く規定している要因は金融資産と資産形成率 (相続でなく自分たちで資産を形成した資産の全資産にたいする割合)、同居志向であった。

資産形成率が高いほど、消費志向が強いということは逆に、相続によって形成された資産は遺贈志向が強いことを意味している。また、同居志向が強いほど遺贈志向が強くなるということは、同居するならば遺贈するが、同居しなければ消費するということであり、資産処理にたいする態度が老後における子供との同居・別居に深くかかわっていることを示している。この結果は、本論文の分析結果とかなりの部分で一致するものである。

- 9) 宮島 (1991) はこの同居と長男の関係について、「長男＝同居＝介護という長男相続の二重等式が成立しているとすれば、経済的な保険機構の前提に伝統的な家制度の規範がなお存続している。」とし、より一層の相続の実態に関する研究の必要性を主張している。なお、いくつかの相続パターンについては野口 (1989, 1991) が詳細な実証研究をしている。
- 10) 石川 (1994) はこの点「老人ホームの入所措置費全部の負担について資産をも費用徴収の対象として本人の死亡時に遺産からの入所措置費用の徴収制度も検討すべきである。福祉制度によって措置されたものとはいえ、資力があるのであるから、自己責任の原則からむしろ自己の生活のために要した債務の支払に遺産を当てるのは不合

理なことではない。」としている。

- 11) 生活保護法における資産の取り扱いについて、資産を保有しながら生活保護を受けている人が死亡すれば、その資産は相続人に相続されることになるが、これは結局、税金で資産を保持させ、扶養しなかった相続人に資産を継承させることを手伝うことになる。それを避けるために、生活保護法を改正し、被保護者の死亡後の保障費の償還を受ける制度を立法化することが厚生省によって検討されたが、制度化されず結局資産保有の限度を厳しくする形で制度の運用で対応されている。石川 (1994) 参照。

- 12) 65 歳以上の高齢者と子供との同居率は、国勢調査によると 1960 年の 86.6% から 1970 年の 79.6%、1980 年の 69.8%、1990 年の 60.6% というようになんかなり急速に低下している。このような高齢者の単身世帯化はその所得水準の上昇と密接に結びついている。貧しい高齢者はやむを得ない事情から子供世帯と同居するのであり、年金の充実によって高齢者の所得水準が高まれば、同居率は低下する。一方、同居の需要を子供の相対的な低所得によるという考え方もある。

アメリカにおいて Kotlikoff and Morris (1989) が親と子供の効用の加重平均を家族全体の予算制約式のもとで最大化するという同居モデルを使って実証分析を行っている。日本における三世同居の分析は八代 (1993) がある。八代は三世同居が世帯人員の自由な選択の結果であると考え、国民生活基本調査を使用し、同居率を被説明変数として、説明変数を所得水準として、その代理変数として消費水準、住宅の大きさを採用し、47 都道府県の平均値を、1986, 1989 年の 2 年分についてプーリングクロスセクション分析を行っている。

また、下平 (1994) は同居率決定要因について 47 都道府県のクロスセクション分析を行いその結果、持ち家率が高いほど同居率は高く、老人ホーム入所率、平均在院日数は同居率に負の影響を与えることを発見している。このように、高齢者の子供との同居率は、家族の業種・地域などの社会的要因、高齢者の年齢や性別等の個人的な要因、高齢者の個人の所得要因などによって影響されており、一般に、①郡部の方が都市部より高く、②農業世帯・自営業の方が雇用者世帯よりも、③女性の方が男性よりも、④所得が低い方が同居率は高い。

注 4) で見たように三世同居が世帯人員の自由な選択の結果であると考えると子供夫婦と同居を選択する高齢者の比率、行動は高齢者の年齢によって大きく変化する。近年、従来のように結婚した子供夫婦が最初から同居する形態の三世同居は少なくなっているものの、親の年齢が相対的に低く元気なうちは、同一市町村や近所で別

居し、年齢が高くなるにつれて子供世帯と同居する「途中同居」も増えている。今後、また、親子が家計を別にしながらも、同一の家屋や屋敷で生活するような準同居についてみると、高齢者の所得上昇とともにむしろ高まる。とくに最近同居の形態が変化し、①非長男との同居、②途中同居、③親が子供の家に引き取られる、④同じ敷地内で別の建物という中間、⑤近所に住んで交流するネットワーク型というように多様化した。

また、本論文で確認したように、資産が大きくなり、子供の数が減少するほど、三世同居率が上昇するということになり、必ずしもこれまでのように三世同居率が低下するわけではない。三世同居率の動向は、親の遺産動機の種類や子供以外に扶養・介護サービスを提供できる主体の存在といったものにも強く影響される。とくに大都市において交換的遺産動機をもつ人が多いことを留意しておく必要がある。総務庁（平成2年）参照。

- 13) 注2)の子供間のオークションを参照。また、シルバー市場が整備されて子供と扶養サービス供給の競争を行えば、一人しか子供がいなくてもまた、子供が共謀しても親はより良質の扶養サービスを受けることが可能になる。
- 14) 高齢化の本格的到来は、寝たきり老人および痴呆性老人に代表される要介護人口の増加を引き起こす。1990年から2025年までの期間を人口部門と経済部門と社会保障部門を連動させて推計した日大人口問題研究所の推計によると、要介護老人は2025年には321.5万人に達する。その結果、高齢者一人に対する40歳代の未就業女性の相対的な負担を、要介護者を40歳代の未就業女性の数で除した介護確率でみると45.6%になる。このように、要介護者の急増と介護労働人口比率の低下によって40歳代の専業主婦にかかる負担は現在から想像もつかないほど大きくなる。村上（1994）参照。また、単純な同居でなく、準同居、近居などの親族ネットワークの相互扶助機能への政府の経済的保障も重要である。宮島（1994）参照。
- 15) 遺留分を少なくすることにより、親の交渉力が増大する。成人した子供にたいする遺留分の見直しなどが必要である。

参考文献

- アルバート安藤・山下『経済分析101号』、経済企画庁、1986年。
 石川経夫『所得と富』、岩波書店、1991年。
 石川 稔『高齢者の扶養と介護』『長寿社会のトータルビジョン』、第一法規、1994年。
 小田利勝『高齢者の資産処理に対する態度』『老年社会科学』第15巻第1号、1993年。
 経済企画庁『21世紀の高齢者と地域社会福祉システ

- ム』ぎょうせい、1989年。
 駒村康平「第16章 遺産」（島田晴雄・清家篤編）『仕事と暮らしの経済学』、岩波書店、1992年。
 駒村康平『高齢化社会における遺産の役割』『JILリサーチ』No.14、日本労働研究機構、1993年。
 下平好博『高齢者の生活費の賄い方』『高齢者の労働とライフデザイン』、第一法規、1994年。
 下野恵子『資産格差の経済分析』、名古屋大学出版会、1991年。
 総務庁「老後の資産に関する調査」平成2年。
 高山憲之・原田泰編『高齢化の中の金融と貯蓄』、日本評論社、1992年。
 野口悠紀雄『相続の実態と影響に関する調査研究』、経済政策研究所、1989、1991年。
 野口悠紀雄『ストック経済を考える』中公新書、1991年。
 濱本知寿香「公的年金の世代間格差に関する研究」『季刊・社会保障研究』Vol.27, No.4, 1991。
 宮島 洋『高齢化時代の社会経済学』、岩波書店、1991年。
 宮島 洋『家族と社会保障』『長寿社会の社会保障』、第一法規、1994年。
 村上雅子『介護保障と財源調達』『長寿社会の社会保障』、第一法規、1994年。
 八代尚宏「高齢者世帯の経済的地位」『日本経済研究』No.25, 1993年。
 Alessandro, Cigno, *Economics of the Family*, Clarendon Press, 1991。
 Altonji, Hayashi and Kotlikoff, "Is the extended family altruistically linked?" *American Economic Review*, Vol. 82, 1992。
 Becker, Gary S., *A Treatise on the Family*, Harvard Univ., 1981。
 Bernheim, B. Douglas, Shleifer, Andrei and Summers, Lawrence H., "The Strategic Bequest Motive," *Journal Political Economy*, Vol. 93, 1985。
 Blinder, Alan S., "A Model of Inherited Wealth," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 87, November, 1973。
 Campbell, David F., "Transfer and Life Cycle Wealth in Japan, 1974-84," mimeo, The University of Michigan, 1989。
 Charles, Yuji Horioka., *A Survey of the literature on the applicability the life cycle hypothesis and Impact of the ageings of population on Japan as saving rate*, working paper, 1991。
 Donald Cox, "Motive for Private Income Transfer", *Journal Political Economy*, Vol. 95, 1987。
 Fumio Ohtake, *Bequest motive of aged Household in Japan*, Discussion Paper, 1991。

- Kotlikoff, Laurence and John N. Morris, "Why Don't the Elderly live with their Children?" in *Issues in the Economics of Aging*, NBER, 1989.
- Kotlikoff, Laurence and Soivak, Avia, "The Family as an Incomplete Annuities Market," *Journal Political Economy*, Vol. 89, 1981.
- Kotlikoff, Laurence, and Lawrence H. Summers, "The role of intergenerational Transfer in aggregate," *Journal Political Economy*, Vol. 89, 1981.
- Menchik, Paul L., "Intergenerational Transmission of Inequality," *Economica*, Vol. 46, 1979.
- Menchik, Paul L., "Primogeniture, Equal Sharing and U. S. Distribution of Wealth," *Quarterly and Journal Economics*, Vol. 94, 1980.
- Menchik, Paul L. and David, Maritin, "Income Distribution Lifetime Savings and Bequests," *American Economic Review*, Vol. 78, 1983.
- R. Dekle, The unimportance of Intergenerational transfer in Japan, *Japan and World Economy*, 1989.
- Tsuneo, Ishikawa, "Imperfection in the Capital Market and Institutional Arrangement of Inheritance," *Review of Economic Studies*, 41, July, 1974.
- Yarri, Menahem, "Uncertain lifetime, life Insurance, and the theory of the Consumer," *Review of Economic Studies*, 32, 1965.
- (こまむら・こうへい 社会保障研究所研究員)